

第2回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年4月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年4月5日 午前10時50分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子		○	委任状
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	高 井 眞佐実	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 番	眞下	繁美	委員
	議席 2 番	高橋	昭彦	委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 任	中嶋	辰哉	
	主 事	儘田	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

今回は総会が初めての委員さんもおりますので、総会について少しご説明させていただきたいと思います。

総会で委員が発言しようとするときは、自己の議席番号と氏名を述べて、議長の許可を受けてから発言してください。また総会の議案書は、個人情報に記載されております。この取扱いについては慎重にお願いいたします。農業委員会で知り得た個人情報については、他に漏らさないようよろしくお願いいたします。詳しくは、4月15日に行います研修会でご説明する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。過日会長に推薦されまして、現在ここにおるわけですが、皆様のご協力により会を3年間運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、始まる前に会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモードまたは電源を切ってください。

それでは、令和4年度第2回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は、19人中16人で、会議は成立しております。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員については、欠席の届け出がございました。議席番号13番、斉藤美保委員については若干遅れるということで連絡が入っておりますので、進めたいと思います。

それでは着座にて進めさせていただきます。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。

今回の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号1番、眞下繁美委員、議席番号2番、高橋

昭彦委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、眞下繁美委員と高橋昭彦委員に決定しました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。渋川市農業委員会事務局職員の人事異動が、令和4年4月1日付けで発令がされましたので、ご報告するものです。

先に任命であります、上から順に、小野宏伸市長戦略部秘書室長が当会の副事務局長兼農業振興係長に、石井博教育部赤城公民館長が退職され、再任用となり、当会の主任行政専門員となりました。

次に、解任は、狩野康信統括主幹が課長補佐に昇任し、教育部教育総務課、北部学校給食共同調理場所長として異動となりました。

今年度は、1名が転出し2名が転入となりましたので、1名増ということになりました。

続きまして2ページをお願いいたします。表は、令和4年4月1日からの渋川市農業委員会事務局の新職員体制であります。新たな委員さんもいらっしゃいますので、事務局全員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

事務局 以上9名が農業委員会事務局の体制となります。1年間よろしく願いいたします。

以上で、報告第1号の説明を終わります。担当外の者は退席させていただきます。

議 長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

前に進みたいと思います。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

これから着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。この度の届出は、3ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡の時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第3号、事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明申し上げます。

報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。この度の届出は、7ページから9ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、すべての届出について権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で、報告第4号を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知

	についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明させていただきます。 報告書の11ページをお願いいたします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。この度の届出は、11ページから13ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で、報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告は終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川地区を野村委員、子持・赤城・北橋地区を角田委員より報告をお願いします。 最初に野村委員お願いいたします。
16 番	それでは、3月25日に実施しました渋川地区の現地調査報告をいたします。 担当者につきましては、山本会長、事務局吉田係長、儘田主事と私、野村の4名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請におきましては、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第4条による申請が1件、第5条による申請が18件、合計で20件でありました。 それでは、議案書に沿いまして報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧いただきたいと思っております。 はじめに、5条による計画変更申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地であります、東と南と北は宅地、西は道路となっております。これについては、問題ないかと思われす。

次に、4条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地であります、東と北は一体利用する宅地、西は雑種地、南は田となっております。これについても、問題ないかと思われす。

次に、5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は宅地と道路となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に、申請番号5の2番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に、申請番号5の3番の現地は、南と東は道路、西と北は宅地と道路となっております。これについても、問題ないかと思われす。

次に10ページをご覧いただきたいと思ひます。

申請番号5の4番の現地は、東と南は道路、西は水路、北は畑となっております。これについても、問題ないかと思われす。

申請番号5の5番であります、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので省略をさせていただきます。

次に、申請番号5の6番の現地は、東は道路、西は墓地、南は宅地、北は宅地と雑種地となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に11ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と北は宅地、南は水路となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に、申請番号5の8番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっております。これについても、問題はないかと思ひます。

次に、申請番号5の9番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は畑と道路となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に、申請番号5の10番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっております。これについても、問題ないと思ひます。

12ページをご覧いただきたいと思ひます。

申請番号5の11番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっております。これについても、問題ないかと思われす。

次に、申請番号5の12番の現地は、東は宅地、西は畑、南は田と宅地、北は道路となっております。これについても、問題はないかと思われす。

次に、申請番号の5の13番の現地は、東と西は宅地、南は畑と宅地、北は畑となっております。これについても、問題ないかと思われす。

次に13ページをご覧いただきたいと思ひます。

申請番号5の14番の現地は、東と南は道路、西は一体利用する同月申請されている申請番号5の15番の申請地と宅地、北は宅地となっております。これについても、問題ないかと思われます。

次に、5の15番の現地は、東は一体利用する同月申請されている申請番号5の14番の申請地、西と南は道路、北は宅地となっております。これについても、問題はないかと思われます。

次に、申請番号5の16番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっております。これについても、問題はないかと思われます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

申請番号5の17番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっております。これについても、問題ないかと思われます。

申請番号5の18番の現地は、東は宅地、西は田、南と北は道路となっております。これについても、問題ないかと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査を出発する前に事務局の提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認をした結果、記載のとおりと思われます。

以上で、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続いて、角田委員お願いします。

14 番

3月25日に実施しました子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋委員と私、角田でございます。事務局は池田主幹、山口主事の計4名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請保留分が1件、第5条による許可後の計画変更申請が3件、第4条による申請が4件、第5条による申請が9件、計17件でありました。

それでは、議案書に沿ってご報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

まず、4条の関係でございますが、3ページをご覧ください。

申請番号4の3番、3月に保留になっていましたけども申請が上がっております。特に問題はないと思われます。現地は、東は道路、西と南と北は畑となっております。

次に、5ページをご覧ください。5条の計画変更申請でございます。

申請番号2番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。申請地は、特に問題はないと思われるわけですが、営農型太陽光となっております。申請の関係でございますが、変更前申請人から変更後申請人へ計画変更ということで申請はあがっております。

6ページをご覧ください。

申請番号3番の現地は、東と西は宅地、南は田、北は道路となっております。特に問題はないと思います。

次に、申請番号4番の現地は、東は宅地と畑、西と南は一体利用する宅地、北は通路等となっております。こちらも問題はないと思います。

4条申請の関係です。7ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は道路、西は水路と道路、南は畑と墓地、北は田となっております。申請地は、営農型太陽光が設置されておりまして、継続の申請であります。特に問題ないと思われまゝ。営農型ということで、ネギが栽培されております。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西は水路と畑、南と北は畑となっております。こちらも営農型太陽光発電の設置がされております。特に問題ないと思われまゝ。

8ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は水路となっております。申請地は、営農型太陽光発電の設置をされておりますが、近々春になりますと、営農型ということでかぼちゃを栽培するという予定になっております。周囲にフェンスがありますが、農耕機械トラクターが入るような用途になっておりますので、問題ないかと思ひます。

7ページの申請番号4の3番の太陽光の関係で、お茶を栽培するという事になっております。

申請番号4の5番の現地は、東と南は宅地、西は宅地と畑、北は畑となっております。特に心配はございませぬ。

5条申請関係です。14ページをご覧ください。

申請番号5の19番の現地は、東と南は水路、西は田、北は道路となっております。特に問題は無いと思われまゝ。西は畑の状態ですけれども、こんにゃくを栽培するように作業が進んでおりました。特に問題ないかと思ひます。

申請番号5の20番の現地は、東は宅地と畑、西は道路、南は畑、北は一体利用する宅地となっております。宅地とすでに住宅がございまして、受人の方でその建物を社宅にするという説明でございました。申請にあがっております一部の畑を社員用の駐車場という説明でございました。特に、そういう状況になっても問題ないと思われまゝ。

15ページをご覧ください。

申請番号5の21番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっております。これも営農型太陽光発電設置の申請でございませぬけれども、現状は麦が播種されておりまして、麦を太陽光の下で採取するのか、あるいは緑肥にするのか定かではございませぬけれども、先々はわらびを栽培予定でございませぬ。問題はないと思ひます。

申請番号5の22番の現地は、5条の計画変更申請、番号2番の現地と同じですので省略させていただきます。

16ページをご覧ください。

申請番号5の23番の現地は、5条の計画変更申請、番号3番の現地と同じですので、これも省略させていただきます。

申請番号5の24番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっております。周辺は、住宅はありますが問題はないかと思えます。

申請番号5の25番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっております。申請地も周辺に住宅はございまして問題ないかと思えます。

5の26番の現地は、5条の計画変更申請、番号4番の現地と同じですので省略をさせていただきます。

17ページをご覧ください。

申請番号の5の27番の現地は、東は道路、西は宅地と畑、南は畑、北は道路とふん尿処理施設と畑となっております。申請地は、ふん尿処理施設と隣り合わせになっておりまして、申請にありますように養鶏農場の鶏糞処理施設ということでございまして、面積的には9,800平方メートルと大面積ですので、おそらく県の開発許可が出るかと思いますが、とりあえず現状は問題ないかと思えます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告は終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3の3番の3件を上程し、審議いたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号3の2番は、農地の効率的な利用のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から3番の3件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑ある方はお願いいたします。

18 番

はい、議長。18番、石田。

議長

はい、18番、石田玉枝委員。

18 番

申請番号3の1について、譲渡人の中の法人は、譲受人の法人と一連の会社でしょうか。

議長

譲受人と譲受人は関連会社で、譲受人に事業が移動したということです。

18 番

そういうことですから、営農型の件でこの人たちの今までの経緯が

他にもまだあると思うんですよ。その業績を農業委員会で分かったら教えてください。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 業績については、こちらの方で確認はしておりません。今回の地上権の設定というのが、聞いたところによると、売電事業者を変更する。内容は一緒なんですけれども、売電事業者の変更ということで申請をいただいている。

18 番 営農型は営農型？

事務局 はい、そのとおりです。

議 長 他に何かありますか。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議 長 はい、14番、角田壽一委員。

14 番 報告し忘れたのですが、昨年度、申請番号3の1の譲受人の太陽光事業を確認したときに防草シートを張っていたんですけども、それは事務局の方から戻すように指示があったという話ですし、ただそれがまだ完全に取り除かれていないんですね。ですからこれから先、営農型で栽培をするか何をするか、それは定かではありませんけれども、3月末時点ではもうちょっと待つということで、後々確認をしていただきたいという思いです。以上です。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 はい。角田委員の言われたところに関しましては、事務局の方でも再度確認いたしまして、状況によって指導していければと思います。

議 長 他にありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第1号、申請番号3の1番から3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号3の1番から3の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、保留分についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号4の3番、保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請（保留分）につきましてご説明いたします。 議案書の3ページをお願いいたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号4の3番保留分は、3月8日の総会にお諮りしたところ、申請人による赤城町津久田地内、農地改良が適正に行われていない、また今回の申請地の盛り土の高さの妥当性を検証するため、保留とした案件です。3月8日の総会終了後、赤城町津久田の土地を運営委員及び事務局職員で現地確認をしたところ、現地は農地改良が8割方終わっている状況でありました。この土地につきましては、届出にない掘削が確認されたことから、事務局で指導し、埋め戻しによる是正が図られた経緯があるところでございます。 また、偶然ではありますが、現地確認当日に、現地において土砂を搬入している者がおりましたので、そのものの所在を確認したところ市内のもので、申請人の依頼により搬入しているとのことでありました。搬入している土砂の搬出先を確認したところ、申請人所有の子持の山林から搬出したものであるとのことであり、見た限りでは問題となるような土砂ではありませんでした。 また、3月29日に、事務局で申請人に再度、今回申請地の盛り土の高さを下げることを検討できないかを確認したところ、使用している

トラクターが135馬力と大型であり、北側の土地まで盛り土した方が作業効率も良く、転倒など安全面から低くすることは難しい旨の回答がありました。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 何か他に意見等ございますか。

18 番 はい、議長。18番、石田。

議 長 はい、18番、石田玉枝委員。

18 番 上箱田の住人で、現地を見た限りでは今の状態で1メートルくらいの土地改良のための土を入れて、130馬力や100馬力のトラクターは十分入るような状況。今現在道路と平くらいなので、土地改良するとなれば1メートルかそのくらいでも十分じゃないかと思います。2メートル80センチも入れる必要はないんじゃないかと思はいます。

議 長 その他ありますか。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議 長 はい、14番、角田壽一委員。

14 番 現地調査で見させてもらったんですけれども、高橋委員もお気づきだったと思うんですけれども、地元の委員さんならご存じだと思うのですが、その下に隣接して群馬用水の施設が見受けられたわけなんです。ですから、1メートルないし2メートルの盛り土は、万が一それが崩れた場合、群馬用水の貯水タンクなんだろうけれどもこちらの方に問題が起きた場合には、下流水域の群馬用水利用者にはトラブルが起きるということは目に見えて分かる。その辺の検討をしていただいた方が後々のためにもいいかと。現状、隣の群馬用水地は地元の方がどういうことであるかよくご存じなんだろうけれども、ご存じであればお聞かせください。以上です。

議 長 他にありますか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長	はい、農地調整係長。
事務局	先ほど角田委員からのご意見がありました件でございますけれども、群馬用水の関係につきましては、群馬用水から意見書が提出されておりまして、土地改良区の制約事項を遵守することを条件に同意するというような意見がございます。この条件につきましては、一部ありますが、破損した場合は原状回復をし、群馬用水土地改良区の確認を受けてくださいといったような意見書になってございます。
14 番	はい、それで納得できました。
議 長	2メートル80センチの部分については、再度この間29日に確認したところ、上から入りたいのでどうしてもそこまでは必要だ、という意見でございました。それは、この辺のところは運営委員の意見として、私の方が言うわけなんですけれども、その辺のところについて、高橋会長職務代理者も同席してたので、会長職務代理者に説明を求めたいと思いますが、よろしくお願いします。
2 番	2番、高橋。
議 長	はい、2番、高橋昭彦委員。
2 番	会長と私で、申請人に対していろんな面での聞き取り調査を行いました。その中で高さについて高くするという関係で、くずれるとかそういうご心配について、法面に傾斜をつけて、また畦というかクロを塗って少しあげて水が流れないようにしますという意見。いろいろ意見があったんですけども、土地改良については土砂の入れ方については規定があって、我々の反対する要素、本人が農業に対する理念・信念を持っていたのは、稲作をやるんじゃないかでもっといいものを作りたい。そういう中で、2メートル80センチの盛土を盛るんだ、という強い信念を持って行っている。そういう中で反対規定がない中で、我々もじゃあ周りに迷惑をかけないようにしてください。それで、今回特になんでこんなに反対が出るかという、今までのあなたのやり方が周りに信用されていないからですよという話までしました。それについて、本人も重々反省して、いろんなところで、砂の除去などの改善計画をします、ということで返答をいただいた。これからは経緯を見なければならぬと思いますけれども、そういう関係があるので我々は本人の言葉を信じて、今回この農地改良について許可、不許可の根拠が出ないので、許可したいと思っています。会長と私は同一意見です。

議 長

では、この審議について他に何かご意見がございましたら、話してもらいたいと思うんですけども、審議を前に進めなくてはならないので。この保留分について、いろいろ各方面から調査するという事で、皆さんのご依頼を受けて、私、会長職務代理者の高橋委員、前の会長職務代理者の大島委員と29日に面談をしまして、しょうがないんじゃないかということになってしまったと。どんなに追求しても反対する根拠が見つからない。そのようなことですので、皆さんのご意見を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。そのようなことで、賛成に回るしかしょうがないということでございますのでご理解を賜りたい。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長

それでは、この保留分については、農地改良に賛成するということで、全会一致ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長

では、前に進みます。それでは、申請番号4の3番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号1番から4番の4件を上程し、審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページから6ページ関連です。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番から4番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、昭和51年11月18日付け指令によ

り一般住宅用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により、計画を実行できませんでした。

一方、変更後申請人は、申請地を露天駐車場用地として計画するものであり、売買による両者の話し合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものであります。

なお、本案件は第5条の申請が併せて提出されております。

申請番号2番は、変更前申請人は、令和3年4月16日付け指令により、営農型太陽光発電所用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、売電事業者の変更により、設置者を変更後申請人に計画するものであり、賃貸借による話し合いが整いましたので、全部承継したく計画変更するものであります。

なお、本案件は第5条の申請が併せて提出されております。

6ページをお願いいたします。

申請番号3番は、変更前申請人は、平成10年10月16日付け群馬県指令により一般住宅用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。

一方、変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話し合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

申請番号4番は、変更前申請人は、平成27年5月28日付け指令により、露天資材置場用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、計画を見直し、申請地を貸駐車場用地として目的変更申請するものでありますが、一体利用面積が3,000平方メートルを超える案件となります。

なお、本案件は、第4条申請が併せて提出されており、農地法施行規則第47条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分または処分の見込みが必要であるとされております。

本件申請においては、事業の施行に都市計画法第29条の開発許可が必要であり、農地転用の許可をするには開発許可または開発許可がされる見込みが必要です。前橋土木事務所へ本件について確認したところ、本総会までに開発許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思っております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番から4番の4件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号1番から4番の4件のうち、本日時点で開発許可もしくは許可見込みが確認できない申請番号4番の1件については保留とし、申請番号1番から3番の3件については承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号4番の1件は保留とし、申請番号1番から3番の3件については、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号4の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の7ページから8ページ関連です。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がある区域ですが、既存施設の拡張であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されております。

申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電

施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を3月29日に実施いたしました。結果については、お手元に配付しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号4の3番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を3月29日に実施いたしました。結果については、お手元に配付しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号4の4番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は令和3年4月16日付け指令により、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を3月29日に実施いたしました。結果については、お手元に配付しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号4の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、本案件は、一体利用面積が3,000平方メートルを超える案件であり、前橋土木事務所へ本件について確認したところ、本総会までに開発許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、農地転用の拒否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議を分けて対応させていただきます。

まず初めに、申請番号4の2番及び3番の2件を審議いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたときその職務を代理することになっておりますので、この審議につきましては、高橋会長職務代理者を議長に指名いた

します。よろしくお願いいたします。

(関係委員退席)

議長(代) この件については議長を務めさせていただきます。会長職務代理者の高橋です。よろしくお願いします。

申請番号4の2番及び3番の2件を審議します。それでは営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、飯塚委員にお願いします。

15 番 15番、飯塚です。調査は3月29日に、大島会長職務代理者、高橋農政部会長と私、飯塚。事務局からは、千木良事務局長、吉田係長、狩野係長と合計6人で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合しましたので報告いたします。以上です。

議長(代) ありがとうございます。
それでは申請番号4の2番及び3番の2件を審議します。先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

9 番 はい、議長。9番、高井。

議長(代) はい、9番、高井眞佐実委員。

9 番 一時転用期間は、令和4年から14年になっているんですけど、いつから10年間になったんでしょうか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長(代) はい、農地調整係長。

事務局 営農型の期間につきましては、認定農業者等につきましては10年の許可が認められていることから、申請人の希望が10年ということになっておりますので、10年の期間ということで議案を提出させてもらってます。以上です。

9 番 はい、議長。9番、高井。

議長(代) 9番、高井眞佐実委員。

9 番	3年ごとの見直しみたいなことはなくなったわけですか。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長(代)	はい、農地調整係長。
事務局	申請者につきましては、別のところでも営農型をやっておりまして、状況は場所が違うだけで作物もネギということなので、認定農業者である方については10年でよろしいかなというところで申請は受けさせてもらっているところでございます。
9 番	はい、わかりました。
議長(代)	他にありますか。
	(「質疑なし」の声あり)
議長(代)	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第4号、申請番号4の2番及び3番の2件については、許可することでご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(代)	異議なしと認め、申請番号4の2番及び3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。 それでは、退席している委員は席にお戻りください。議長を交代します。ありがとうございました。
	(関係委員着席)
議 長	議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。 続きまして、申請番号4の4番の1件を審議します。 それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、飯塚委員からご報告願います。
15 番	はい、議長。15番、飯塚。
議 長	はい、15番、飯塚敬子委員。
15 番	調査は、3月29日に、山本会長、大島会長職務代理者、高橋農政部

会長、津久井推進委員と私、飯塚。事務局からは、千木良事務局長、吉田係長、狩野係長の合計8名で実施いたしました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号4の4番の1件を審議します。先ほどの報告も含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、申請番号4の4番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の4番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号4の2番から4番の3件を除く、申請番号の4の1番から5番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、申請番号4の2番から4番の3件を除く、申請番号4の1番から5番の2件のうち、本日時点で開発許可もしくは許可見込みが確認できない申請番号4の5番の1件については保留とし、申請番号4の1番の1件については許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の2番から4番の3件を除く、申請番号4の1番から5番の2件のうち、申請番号4の5番の1件については保留とし、申請番号4の1番の1件については議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から27番の27件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法の第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の9ページから17ページ関連です。議案書9ページをお願いいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号の5の1番から27番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号の5の8番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の12番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地の周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

14ページをお願いいたします。

申請番号5の17番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の18番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の19番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の20番は、J Rの駅から約470メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

15ページをお願いいたします。

申請番号5の21番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の22番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

16ページをお願いいたします。

申請番号5の23番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の24番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の25番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の26番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、本件申請は、一体利用面積が3,000平方メートルを超える案件であり、前橋土木事務所へ本件について確認したところ、本総会までに開発の許可見通しが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、農地転用の拒否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

17ページをお願いいたします。

申請番号5の27番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から27番の27件について審議いたします。

まず初めに、申請番号5の21番の1件について審議いたします。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、高橋会長職務代理者をお願いします。

2番

はい、議長。2番、高橋。

議長

はい、2番、高橋昭彦委員。

2番

調査は、3月29日に山本会長、大島会長職務代理者、須田委員、永井重雄推進委員と私、高橋。事務局からは、千木良事務局長、吉田係長、狩野係長の合計8名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長	ありがとうございました。 それでは、申請番号5の21番の1件を審議いたします。先ほどの報告を含め、当該申請事案について、質疑のある方はお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第5号、申請番号5の21番の1件については、許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号5の21番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、申請番号5の21番の1件を除く、申請番号5の1番から27番の26件について審議します。質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第5号、申請番号5の21番の1件を除く、申請番号5の1番から27番の26件のうち、申請番号5の26番の1件については保留とし、申請番号5の26番を除く、申請番号5の1番から27番の25件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の19ページをお願いいたします。 農用地利用集積計画の設定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。 内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。 今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、子持地区、赤城地

区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、19ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が27人、借受人が21人、筆数が50筆、面積が7万4,785平方メートルです。また、所有権移転の合計は、所有者が1人、譲受人が1人、筆数が1筆、面積が1,279平方メートルです。

この個別の内訳は、20ページから22ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず初めに、利用権設定総括表番号38番から44番の7件について審議いたします。関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号38番から44番の7件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号38番から44番の7件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号38から44番の7件については、承認することに決しました。退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

続きまして、番号38番から44番の7件を除く番号1番から51番の44件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号38番から44番の7件を除く、番号1番から51番の44件については、
議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号38番から44番の7件を除く、番号1番から51番
の44件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時50分>